

被災された方が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供できます

被災により、利用者様が保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者様の

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・負担割合

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、令和2年3月末までの介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。(被災地以外の介護サービス事業所を利用された場合も同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1)令和元年台風第15号又は第19号等に係る災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和元年台風第19号について」>「令和元年台風第19号で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。